

各務原市上下水道料金徴収等業務委託
公募型プロポーザル評価基準

本書は、各務原市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザルにおいて、提案採用者選定の基準を示すものです。

1 評価項目及び採点基準

選定における評価項目及び採点基準は、次の一覧のとおりとします。

評価項目一覧

評価項目		配点	
提案者に関する事項	①提案者の概要及び財務状況	8	
	②受託実績	8	
委託業務に関する事項	業務実施体制	③業務実施体制	12
	業務実施計画	④業務実施計画	4
	各業務の提案	⑤受付業務	4
		⑥検針・検算業務	4
		⑦収納業務	8
		⑧精算・閉開栓業務	4
		⑨滞納整理業務	8
		⑩給水装置工事申請等受付業務	4
		⑪料金システム及び給水受付システム	8
	情報管理及び危機管理	⑫情報管理及び危機管理	8
サービス向上	⑬その他サービス向上提案	12	
提案見積に関する事項	⑭見積金額	8	
合計		100	

2 評価方法

評価については、提案書とプレゼンテーションをもとに、評価委員会が行います。各項目の評価の観点、次のとおりです。なお、土、日曜日及び祝日を営業しないこととした場合でも、その影響は①から③の各項目の評価において一切考慮しないものとします。

①提案者の概要及び財務状況（配点8点）

提案者の概要及び財務状況については、次の項目を評価します。

- ア 事業規模や財務状況等から、委託業務を安定して行える経営基盤を有しているか。
- イ 公的認証等の取得状況から、業務管理能力等の評価。

②受託実績（配点8点）

受託実績については、同様の委託業務の実績から、業務実施能力等を評価します。

③業務実施体制（配点12点）

業務実施体制については、次の項目を評価します。

- ア 業務実施に十分な能力を有する人員が、必要な人数配置されているか。
- イ 円滑に業務が行える組織体制となっているか。
- ウ 要望及び苦情に対応できる体制となっているか。
- エ 不測の事態等、様々な状況に対応できる体制となっているか。

④業務実施計画（配点4点）

業務実施計画については、遅滞及び遺漏なく委託業務を行える月間、年間のスケジュールが計画されているかを評価します。

⑤受付業務（配点4点）

受付業務については、次の項目を評価します。

- ア 業務内容を理解し、適正な体制が確保されているか。
- イ 親切丁寧な接客を行うための取組みがあるか。
- ウ 必要な知識を習得するための取組みがあるか。
- エ インターネットの活用等、サービス向上につながる取組みがあるか。

⑥検針・検算業務（配点4点）

検針・検算業務については、次の項目を評価します。

- ア 遅滞及び遺漏なく検針・検算業務が行える体制が確保されているか。
- イ 検針時に漏水や法令違反を的確に把握するための取組みがあるか。
- ウ 人為的な誤りを回避、修正する取組みがあるか。
- エ 検針現場での事故や異常等に、臨機応変に対応できるための取組みがあるか。

⑦収納業務（配点8点）

収納業務については、次の項目を評価します。

- ア 遅滞及び遺漏なく収納業務が行える体制が確保されているか。
- イ 金銭及び領収印等を適正に管理する体制が確保されているか。
- ウ 収納率を向上させる取組みがあるか。
- エ 人為的な誤りを回避、修正する取組みがあるか。

⑧精算・閉開栓業務（配点4点）

精算・閉開栓業務については、次の項目を評価します。

- ア 業務内容を理解し、適正な体制が確保されているか。
- イ 金銭及び領収印等を適正に管理する体制が確保されているか。
- ウ 量水器を適正に扱える人員が確保されているか。
- エ 人為的な誤りを回避、修正する取組みがあるか。

⑨滞納整理業務（配点8点）

滞納整理業務については、次の項目を評価します。

- ア 業務内容を理解し、適正な体制が確保されているか。
- イ 遅滞及び遺漏なく滞納整理業務が行える体制が確保されているか。
- ウ 滞納解消の取組みがあるか。
- エ 給水停止を適正及び着実に行う体制が確保されているか。

⑩給水装置工事申請等受付業務（配点4点）

給水装置工事申請等受付業務については、次の項目を評価します。

- ア 業務内容を理解し、適正な体制が確保されているか。
- イ 遅滞及び遺漏なく業務が行える体制が確保されているか。
- ウ 制度改正に適正に対応できる体制が確保されているか。
- エ 人為的な誤りを回避、修正する取組みがあるか。

⑪料金システム及び給水受付システム（配点8点）

料金システム及び給水受付システムについては、次の項目を評価します。

- ア システムが機能的であり、業務の省力化や効率化につながるものであるか。
- イ バックアップ及び個人情報保護のための適正な体制が確保されているか。
- ウ システム開発等に対して、十分な実施体制が確保されているか。
- エ 現行システムからのデータ移行について十分な実施体制が確保されているか。

⑫情報管理及び危機管理（配点8点）

情報管理及び危機管理については、次の項目を評価します。

- ア 情報を適正に管理し活用するための体制が確保されているか。
- イ 個人情報保護のための適正な体制が確保されているか。
- ウ 電子情報を適正に保護及び管理するための体制が確保されているか。
- エ 災害時等の業務継続について計画されているか。
- オ 委託業務において、どのような危機を想定しその対策を検討しているか。

⑬その他サービス向上提案（配点 12 点）

その他サービス向上提案については、次の事項について評価します。

- ア 業務従事者の意欲や意識を高める取組みがあるか。
- イ 地域貢献（地元雇用、防災防犯、災害支援等）の取組みがあるか。
- ウ 経常的な業務改善及び、業務実施状況を自己検証する取組みがあるか。
- エ 業務手順書等による業務可視化の取組みがあるか。
- オ 水準書の内容を上回る独自の取組みがあるか。

⑭見積金額（配点 8 点）

見積金額については、以下の通り評価します。なお、提案者が 1 者のみのときは、見積金額を評価項目から除外することがあります。

評価基準	評価点
市が示す「事業費の上限額」の 90.0%未満	8 点
市が示す「事業費の上限額」の 95.0%未満	6 点
市が示す「事業費の上限額」の 97.5%未満	4 点
市が示す「事業費の上限額」の 97.5%以上	2 点

3 提案採用者の選定

評価委員会の委員が評価基準の項目ごとに採点し、すべての委員の採点合計が最も高い提案者を提案採用者の候補として選定します。なお、すべての委員の採点合計が、すべての委員の配点合計の 100 分の 60 に満たない提案者は、選外とします。